○補助率・補助額

補強設計（設計図書の復元、第三者機関の判定等を含む。）に要する費用額（消費税及び地方消費税相当額を除く）又は基準額（設計図書の復元、第三者機関の判定等の費用を要する場合は、１５７万円を限度として加算することができる。）から算定して得た合計額（補助対象限度額）又は住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目第２－１－ハより算出した建築設計費を比較して，いずれか少ない額に６分の５を乗じて得た額（５００万円を限度）とする。

【基準額】

次の床面積の区分による額の合計額を加えた額	
1,000 ㎡以内の部分	3,670 円／㎡
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内の部分	1,570 円／㎡
2,000 ㎡を超える部分	1,050 円／㎡

○補助金額算定例

【補助金のイメージ】

- 補助対象面積：1,800 ㎡
- 補強設計に要する費用（設計図書の復元、第三者の専門機関の判定等を含む）：
  550 万円(税抜)
- 補助対象限度額 =（367 万円＋800 ㎡×1,570 円）＋157 万円※=649.6 万円
- 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要綱等細目　建築設計費：８９０.万円の場合
  550 万円（見積り額）＜ 649.6 万円（補助限度額）＜ 890 万円(建築設計費)

○高松市からの補助額　５50 万円×５／６=458.3 万円　＜　５00 万円
補助額 458.3 万円
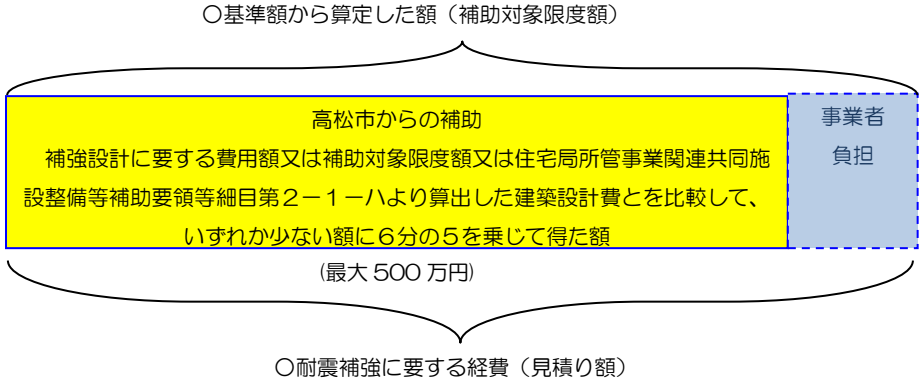
●事業者の自己負担額　550 万円－458.3 万円=91.7 万円（税抜）
91.7 万円＋55 万円=146.7 万円（税込）